

公開用

令和 7 年 第 3 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

その 2

令和 7 年 9 月 2 9 日 提出

目 次

議案第 9 7 号	令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 7 号)-----	5
議案第 9 8 号	教育長の任命について-----	1 6
議案第 9 9 号	工事請負契約の締結について-----	1 9
議案第 100 号	和解について-----	2 2
報告第 2 1 号	専決処分の報告について-----	2 3
報告第 2 2 号	専決処分の報告について-----	2 4

令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 7 年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,687 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 105,428,792 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 9 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		7,969,555	1,248	7,970,803
	2 県補助金	2,312,199	1,248	2,313,447
20 繰越金		2,967,304	439	2,967,743
	1 繰越金	2,967,304	439	2,967,743
歳 入 合 計		105,427,105	1,687	105,428,792

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		42,846,405	1,687	42,848,092
	2 児童福祉費	19,610,355	1,687	19,612,042
歳 出 合 計		105,427,105	1,687	105,428,792

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	7,969,555	1,248	7,970,803
20 繰越金	2,967,304	439	2,967,743
歳入合計	105,427,105	1,687	105,428,792

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	42,846,405	1,687	42,848,092
歳 出 合 計	105,427,105	1,687	105,428,792

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
1,248	0	0	439
1,248	0	0	439

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
16	県支出金	7,969,555	1,248	7,970,803
	2 県補助金	2,312,199	1,248	2,313,447
	2 民生費県補助金	1,080,517	1,248	1,081,765
20	繰越金	2,967,304	439	2,967,743
	1 繰越金	2,967,304	439	2,967,743
	1 繰越金	2,967,304	439	2,967,743
歳 入 合 計		105,427,105	1,687	105,428,792

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 児童福祉費補助金	1,248	4 ひとり親家庭等日常生活支援事業費補助金 (3 / 4)	1,248
1 前年度繰越金	439	1 前年度繰越金	439

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 民生費	42,846,405	1,687	42,848,092		
2 児童福祉費	19,610,355	1,687	19,612,042		
1 児童福祉総務費	4,592,012	22	4,592,034	一般財源	22
3 母子福祉費	196,496	1,665	198,161	県支出金	1,248
				一般財源	417
歳 出 合 計	105,427,105	1,687	105,428,792		

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
21 補償補填及び 賠償金	22	20 児童福祉総務管理経費	22
12 委託料	1,665	30 ひとり親家庭等日常生活支援事業費	1,665

教育長の任命について

次の者を茅ヶ崎市教育長に任命したいので同意されたい。

令和 7 年 9 月 29 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

住 所 (略)

氏 名 青 柳 和 富

生年月日 (略)

提案理由

本案は、教育長を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により提案する。

經 歷 概 要

住 所 (略)

青 柳 和 富

(略)

經 歷

(以下略)

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(第2項から第5項まで省略)

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 7 年 9 月 29 日提出

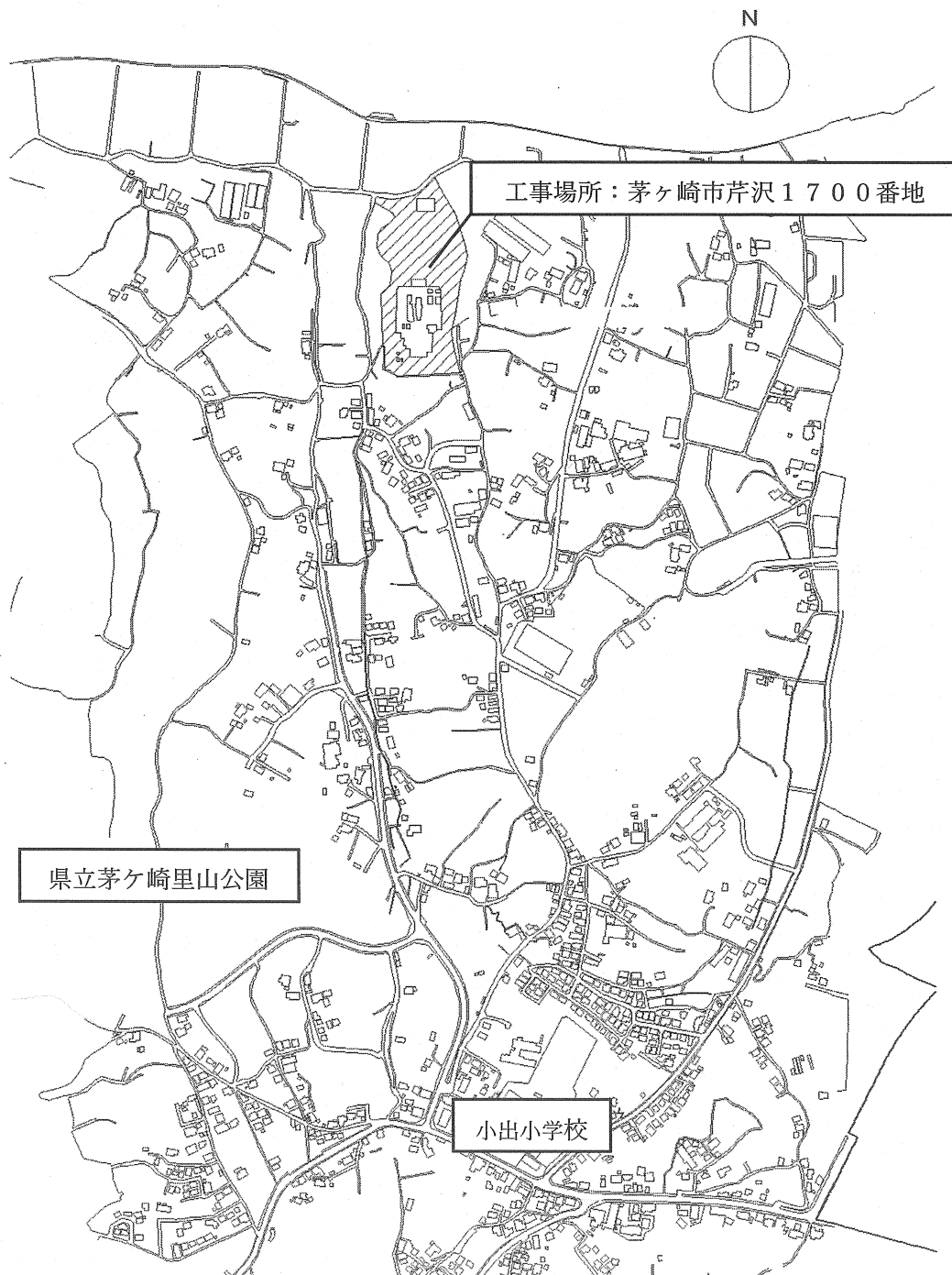
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- 1 契約の目的 斎場外壁他改修工事
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約金額 158,080,450円
- 4 竣工期限 令和8年3月13日
- 5 契約の相手方 神奈川県茅ヶ崎市円蔵一丁目24番25号
株式会社高伸
代表取締役 高橋 静夫

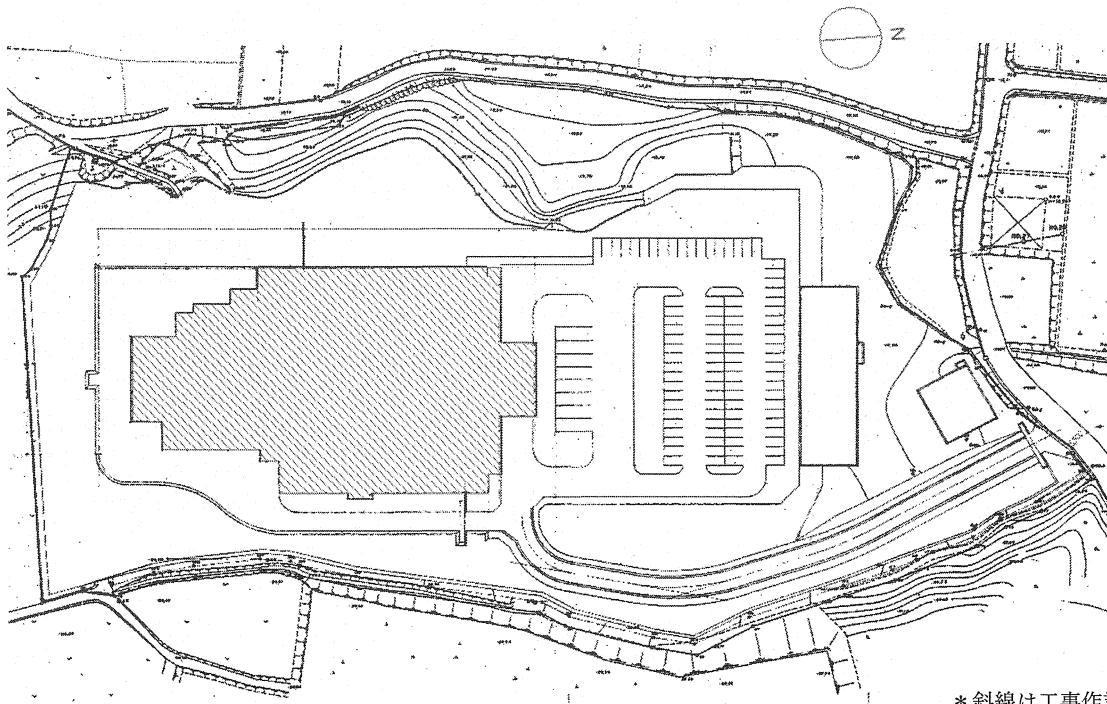
提案理由

本案は、斎場外壁他改修工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する。

工事名称：斎場外壁他改修工事



案内図



配置図

工事名称

斎場外壁他改修工事

施設概要

施設名称：茅ヶ崎市斎場

所在地：茅ヶ崎市芹沢1700番地

建物概要

敷地面積：30,007.44 m²

建築面積：4,227.76 m²

延床面積：4,043.93 m²

構造規模：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上1階

工事概要

外壁改修

屋上防水改修

建具改修

電灯設備改修

和解について

次のとおり和解する。

令和7年9月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 損害賠償の額 金315,694円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住児童
上記親権者

3 和解の概要

- (1) 令和4年12月16日午前10時頃、堂庭公園において、相手方本人が滑り台の踊り場から転落し、受傷した事故（以下「本件事故」という。）に関する相手方の損害に係る賠償の額（以下「本件損害賠償金」という。）は、315,694円とする。
- (2) 市は相手方に対し、本件損害賠償金を支払う。
- (3) 相手方本人に本件事故に起因する後遺症状が後日に生じた場合は、市と相手方が当該後遺症状に係る損害賠償に関し別途協議する。
- (4) 市及び相手方は、本件事故に関し、(1)から(3)までに記載する事項のほか何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

4 本件事故の内容

相手方本人は、茅ヶ崎市立香川保育園に在園する児童である。

令和4年12月16日午前9時40分頃から、同保育園は、堂庭公園にて保育士4人で相手方本人ほか園児15人の園外保育をしていた。

同日午前10時頃、相手方本人ほか園児2人が滑り台で遊んでいる際に、相手方本人が滑り台の踊り場から階段側に転落し、受傷した。

提案理由

本案は、保育園における保育中に発生した児童の事故について和解を成立させるため提案する。

専決処分の報告について

次のとおり令和7年9月8日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年9月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金135,300円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和7年3月25日午後1時10分頃、中島938番1号地先において、本線走行中の相手方二輪車が左折にて本線へ合流する車両に道を譲るため停止した際、後続の環境事業センター職員が運転する塵芥車が相手方二輪車の荷台部分に接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和 7 年 9 月 8 日専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 2 9 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損 害 賠 償 の 額 金 1 5 4 , 0 0 0 円
- 2 損害賠償の相手方 市外在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和 7 年 5 月 1 9 日午前 1 0 時 3 0 分頃、市所有地である堤 8 1 5 番地 5 において、木が南側に倒れて、相手方のネットフェンスに接触し、損害を与えたことが発覚したため、これに対する修理費等を賠償したものです。